

鳥羽市における宿泊税の導入について

【報告書案 12/23 時点】

第3回検討委員会終了後、協議結果をふまえ、修正作業を行うなど
内容の校正を行い、作成いたします。

令和6年12月現在

鳥羽市宿泊税検討委員会

目 次

1. はじめに	2
2. 宿泊税導入の背景と目的	3
(1) 鳥羽市の現状	3
(2) 新たな観光財源の必要性	3
(3) 鳥羽市で宿泊税を導入する理由	3
3. 宿泊税の使途	5
(1) 先行自治体の導入の目的(使途)	5
(2) 第二次鳥羽市観光基本計画について	5
(3) 宿泊税の使途設定の考え方	6
(4) 宿泊税を充当する主な取り組み(案)	7
4. 鳥羽市で導入する宿泊税制度の概要	9
(1) 先行自治体の税制	9
(2) 税制概要	10
(3) 鳥羽市で導入すべき税制を採用する理由	10
5. 宿泊税の運用について	13
(1) 基金化について	13
(2) 自律的なガバナンス体制の構築について	13
(3) 運用開始後の見直しについて	14
(4) 宿泊客に対する周知、負担軽減について	14
6. 今後の検討課題	15
(1) 将来的な段階的定額制または定率制導入の検討	15
(2) ガバナンス体制、使途条例制定などへの提言	15
(3) 伊勢志摩地域の連携(税制の統一)	15
(4) 三重県の導入検討に対する考え方	15
(5) その他留意すること	15
参考資料	16

1. はじめに

鳥羽市は市全域が伊勢志摩国立公園に指定され、豊かな海や4つの有人離島を含む美しい島々など恵まれた自然の中で、海女文化や真珠養殖など地域特有の歴史・文化を育み、産業活動を振興させながら発展した観光都市である。

昨今の国内の人口減少に端を発した地方創生および訪日外国人の急激な増加に加え、新型コロナウイルスの感染拡大などもあり、観光産業を取り巻く変化は著しく、鳥羽市でも例外なく、厳しい地域競争環境に立たされている。このような競争に打ち勝つためには、多様化する観光客のニーズを適切に汲み取り、受入環境の整備、鳥羽の魅力が詰まった観光コンテンツづくり、すなわち、鳥羽らしい観光まちづくりをさらに推進していく必要がある。しかしながら、鳥羽市における人口減少は、観光まちづくりに活用できる税収の減少につながることから、前述の競争の中では、安定的かつ持続的な財源が必要となる。

今回、「受益」と「負担」という観点で、宿泊者に一定の負担を求める宿泊税導入について検討を進めることとなり、多様な視点による客観的な検討体制を整えるために、学識経験者、宿泊事業者、観光関係事業者等で構成する「鳥羽市宿泊税検討委員会」を設置することとなった。

2. 宿泊税導入の背景と目的

(1) 鳥羽市の現状

国内においては、晩婚化、少子化に伴う生産年齢人口比率の低下、医療技術の進化に伴う平均寿命の延伸により少子高齢化が急速に進行している。このことは、鳥羽市でも例外ではなく、高齢化率は県内平均（30.2%）を上回っている 41.3%（*1）ほか、2040 年には、生産年齢人口と 65 歳以上が逆転する予測（*2）もあり、鳥羽市は少子高齢化による課題の先進地と言える状況である。

また、観光の側面では、ピークの 1990 年代前半と比べ、鳥羽市への来訪者数、宿泊者数ともに漸減傾向（*3）にあり、鳥羽市の産業を支える観光・宿泊産業の衰退、現役世代の市民のさらなる流出につながることも危惧されている。

さらに、2014 年以降、訪日外国人旅行者は増加傾向（*4）にあり、観光産業は数少ない成長市場だと考えられ、国内各地域間での誘客競争は激化している。そのため、鳥羽市としてこの競争に打ち勝つための施策の展開が急務となっている。

表挿入予定

*1 三重県の人口－三重県月別人口調査結果

*2 鳥羽市人口ビジョン・人口分析に関する報告

*3 鳥羽市観光統計資料

*4 鳥羽市観光統計資料

(2) 新たな観光財源の必要性

少子高齢化の影響による人口減少に加え、宿泊産業の衰退や現役世代の流出は、市としても税収の減少が懸念され、このことは観光振興施策及びまちづくりに必要な財源の減少を意味する。そこで、観光地としての競争力を高め、観光振興で地域を豊かにし、持続可能な地域づくりにつなげるため、新たな「独自の観光財源」の導入が不可欠である。

(3) 鳥羽市で宿泊税を導入する理由

鳥羽市の産業の中でも、宿泊産業の生産額の増加が市内経済に及ぼす波及効果は大きいと言われている。特に滞在時間の長さから市内での消費増加への実現性が高い宿泊客を増加させる施策の実施は、宿泊産業のみならず他産業の振興、税収の誘発の面から最も効率性が高く、効果的であると考えられることから、宿泊客を増加させる施策の推進が求められている。

主産業である観光業と水産業は、「漁業の進展なくして観光業の進展なし」の考えのもと、平成 26 年度には「鳥羽市漁業と観光の連携促進計画（漁観連携計画）」が策定され、様々な取り組みが推進されている。観光客の多くは鳥羽で獲れる新鮮な海の幸を求めて訪れていることから、宿泊産業を起

点としたあらゆる産業の活性化につなげることが、将来にわたって鳥羽市が持続可能な観光都市として発展していくすべである。

そして、全国的に宿泊税を導入する自治体が増加傾向にある中、令和6年1月に鳥羽市旅館組合連絡協議会から宿泊税の導入検討を求める要望書が鳥羽市長あてに提出された。また、6月には鳥羽市主催の「新たな観光財源を考えるセミナー」が実施された。

それらを受け、学識経験者、民間の有識者等で構成される「鳥羽市宿泊税検討委員会」が設置され、令和6年8月から12月にかけて延べ3回の委員会を開催した。

宿泊税は、宿泊行為が課税客体（課税対象となる行為）となるため一定の担税力があり、中長期的に安定的な税収が見込め、課税客体の把握がしやすく、現実的に徴税システムの構築が可能であることから、鳥羽市において導入する観光財源として宿泊税が最も有効であるものと考えられる。

本委員会で協議を行った結果、鳥羽市における宿泊体験価値を持続的に提供し、観光まちづくりを推進するため、法定外目的税として受益者たる宿泊者に負担いただく「宿泊税」を早期に導入することを提言する。

3. 宿泊税の使途

(1) 先行自治体の導入の目的（使途）

下表の通り、導入先行自治体においては主に「都市としての魅力を高める」および「観光の振興を図る施策に費用を充てる」の2点が掲げられている。

先行自治体	先行自治体 宿泊税導入の目的
京都市 (京都府)	「国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
金沢市 (石川県)	「金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
倶知安町 (北海道)	「世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
福岡市 (福岡県)	「福岡市観光振興条例に基づき、今後必要となる『九州のゲートウェイ都市の機能強化』、『大型MICE等の集客拡大への対応』及び『観光産業や市民生活に着目した取り組み』に要する費用」に充てるため。
北九州市 (福岡県)	「観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
東京都	「国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
大阪府	「大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
福岡県	「観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
長崎市	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
ニセコ町	優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る費用に充てるため

(2) 第二次鳥羽市観光基本計画について

鳥羽市では、令和3年度に10年間にわたるまちづくり全体の目標を明らかにした第六次鳥羽市総合計画が策定された。そこでは、鳥羽市の将来像のひとつとして、「まちを訪れる人々に鳥羽ならではのキラめく体験を提供できるまち」の実現に向けた取り組みが進められている。

また、まちづくりの内のりにある観光振興では、平成20年1月に策定した「鳥羽市観光基本計画」の後継として「第二次鳥羽市観光基本計画」（以下、「第二次基本計画」という）が平成27年3月に策定され、第二次基本計画では『国際的な滞在拠点を目指した「鳥羽うみ文化の継承と創造」』

を鳥羽観光の目標像と定めている。

また、第二次基本計画を着実に遂行するため、アクションプログラムが策定されており、令和4年度から7年度までの4年間で取り組むプロジェクトを整理した「第二次鳥羽市観光基本計画 後期アクションプログラム」が令和4年3月に策定された。

これらの計画に基づく様々な観光振興施策が展開されており、主に市内の観光関係団体や事業者の実務担当者により構成され、事業推進について協議する「観光戦略会議」、学識経験者や市内の各団体代表により構成され、取り組みの評価を目的とした「アクションプログラム管理会議」がそれぞれ設置されている。

（3）宿泊税の使途設定の考え方

前述の通り、鳥羽市の観光振興施策は観光基本計画に基づき推進されている。この財源は、宿泊税が導入された際には、一般財源化せず、同計画に位置づけられた観光振興事業さらに推進していくため宿泊税を活用する必要がある。また、これにより宿泊税を財源とした「持続可能で魅力あふれるまち鳥羽」の実現に向けた事業の展開が期待される。

なお、令和6年度から令和7年度にかけて「第三次鳥羽市観光基本計画」が策定中であることから、同計画で想定される内容と宿泊税の使途の整合性も考慮しなければならない。

使途を検討するにあたって、考慮すべき重要なポイントを以下の通り整理した。

- ・納税者である宿泊者の便益につながるか
- ・観光客の宿泊促進、宿泊者の満足度向上につながるか
- ・鳥羽市民にとってもよい影響、住民満足度の向上につながるか
(地域の意志が反映したものになっているか)
- ・策定中の第三次鳥羽市観光基本計画の方向性と合致しているか

なお、2007年（平成19年）から鳥羽市では、入湯税が導入されている。これまで入湯税の使途については、観光振興に5割、鉱泉源保護に3割、消防施設等と環境衛生施設に1割ずつ分配されており、このうち観光振興、消防施設等、環境衛生施設については「鳥羽市観光振興基金」として積み立てられ、それぞれの事業に活用されている。宿泊税を財源とした事業については、既に税収の5割が観光振興に配分されている入湯税の使途との棲み分けを明確化する必要がある。

(4) 宿泊税を充当する主な取り組み（案）

前項の考え方をふまえ、以下の4つの施策に合致する事業に対し宿泊税を充当することを提言する。

①宿泊促進（宿泊者の満足度向上）

- 納税する宿泊者に対しての満足度の向上、再来訪につながる取り組み

②受け入れ体制の強化、観光インフラの整備

- 訪日外国人を含む来訪者、宿泊者のハード、ソフト両面での受け入れ体制を強化する取り組み

③伊勢志摩国立公園ならではの景観や地域資源等の保全・活用

- 鳥羽の魅力の根底にある景観、地域資源の保全、有効活用に資する取り組み

④観光関連団体の組織強化（特に登録DMO）

- 観光まちづくりを担う観光振興団体、DMOの専門人材登用、育成に資する取り組み

宿泊税の導入が想定される主な取り組みの例

施策の内容	取り組みの例
①宿泊促進 (宿泊者の満足度向上)	シャトルバスの運行、かもめバスや定期船の利便性向上など2次交通の充実や新たな移動手段の検討・構築
	デジタルマップやワンストップ案内所、多言語対応など、来訪者のニーズに対応する情報、サービス提供
	学生団体、修学旅行等の教育旅行への支援
	施設のリニューアル、魅力アップのための旅館組合等への支援
	宿泊事業者と飲食・小売店、観光事業者等との連携強化の施策など満足度向上、長期滞在に向けた取り組み
	宿泊促進につながるキャンペーン
②受け入れ体制の強化、観光インフラ整備	従業員確保や従業員寮整備、従業員満足度向上による定着率向上など雇用対策、人材不足対策
	宿泊施設、観光施設における環境保全の取り組み
	鳥羽駅や観光施設等のバリアフリー化や支援
	観光まちづくりの推進（鳥羽駅周辺エリアなど）
	観光施設、宿泊施設等の活用
	災害時の観光客などの安全対策及び防災対策、緊急患者の輸送体制の構築
③伊勢志摩国立公園ならではの景観や地域資源等の保全・活用	主要な道路や河川、港湾、公園や視点場等の景観整備
	体験コンテンツの充実
	新たな鳥羽ならではの商品開発
④観光関連団体の組織強化（特に登録DMO）	専門人材の活用
	DMO、観光振興団体の体制強化、人材育成
	精度の高い新たな観光統計の導入、データの活用
その他	賦課徴収に関する経費
	特別徴収義務者への支援

※委員を対象としたアンケートでの意見をふまえ、使途として想定される一例として挙げたものであり、事業の実施や宿泊税の充当が決まっているものではない。

【本委員会等での使途に関する主な意見】

- 市内には、友人離島を含む様々な地域がある。全域にまでこの宿泊税の恩恵が行き届かないといけな
いという意見があった。
- 宿泊税はお客様に納めていただくものであるから、お客様に来ていただくためのプロモーションに宿
泊税を活用するのではなく、来訪されたお客様の満足度向上に活用すべきという意見があった。

4. 鳥羽市で導入する宿泊税制度の概要

(1) 先行自治体の税制

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	ニセコ町
施行日	H14.10.1	H29.1.1	H30.10.1	H31.4.1	R1.11.1	R4.4.1	R4.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R5.11.1
納税義務者	旅館・ホテルへの宿泊者	旅館・ホテル・簡易宿泊・民泊への宿泊者								
税率 ※1人一泊あたり	①100円（1万～1万5千円） ②200円（1万五千円～）	①100円（7千～1万5千円） ②200円（～2万円～） ③300円（2万円～）	①200円（～2万円） ②500円（～5万円～） ③1,000円（5万円～）	①200円（～2万円） ②500円（2万円～）	宿泊料金の2%（定率制）	一律200円 ※福岡市内、北九州市内は50円	①150円（2万円） ②450円（2万円～）	一律150円	①100円（～1万円） ②200円（～2万円～） ③500円（2万円～）	①100円（～5千円） ②200円（～2万円） ③500円（～5万円） ④1,000円（10万円） ⑤2,000円（10万円～）
免税点	あり（1万円）	あり（7千円）	なし	なし ※ R6.10.1～（5千円）	なし					
課税免除	外国大使等		修学旅行 外国大使等	外国大使等	修学旅行 外国大使等	外国大使等			修学旅行 外国大使等	修学旅行等
徴収方法	特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、自治体に納入する）									
特別徴収義務者	旅館・ホテルの経営者	旅館・ホテル・簡易宿泊・民泊の経営者								
	宿泊税の徴収について便宜を有する者（実質的経営者）									
申告期限	各月の初日から末日までの間の分について翌月末日までに納入 ※一定の要件（金額要件、経営開始時期等）を満たす場合、3ヶ月ごとの納入が可能									
制度の見直し	5年毎					条例施行後3年、その後は5年毎			3年毎	5年毎
特別徴収義務者 報奨金	納期内納入額の2.5% 導入5年:3% 上限:100万円	納期内納入額の1.0～2.5% 導入5年:+0.5% 加算	納期内納入額の2.5% 導入5年:3% 上限:200万円	納期内納入額の2.5% 導入5年:3% 上限:前/後期各50万円	納期内納入額の1.0～2.5% 導入5年:+0.5% 加算	納期内納入額の2.5% 導入5年:3% （導入5年は全て電子申告かつ納期内納入で3.5%） 上限：200万円			納期内納入額の2.5% 上限：50万円	納期内納入額の5.0%
システム改修に係る補助金	なし								あり 補助率1/2 上限:50万円	なし

(2) 税制概要

本委員会での議論の結果、以下の通り税制概要を提言する。

なお、本委員会に対して事務局（鳥羽市企画財政課）より、市が実施した宿泊事業者アンケート、各地区での説明会・ヒアリングなどの場で事業者より出された意見などが報告されており、それらの意見を考慮した上で、本委員会の議論を行った。

課税客体	鳥羽市内に所在する宿泊施設への宿泊行為
課税標準	宿泊施設への宿泊数
納税義務者	宿泊施設への宿泊者
徴収方法	特別徴収 (特別徴収義務者が宿泊者から徴収し、納付)
特別徴収義務者	旅館業法、住宅宿泊事業法に規定する事業者
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日分を申告納付
税額（税率）	定額制、1人1泊当たり200円
免税点	設けない
課税免除	設けない
罰則規定	帳簿等の隠蔽、保存義務を怠った場合1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
見直し期間	原則5年ごとに見直し (社会情勢等の変化により問題が生じた場合は、直ちに見直しを検討)
特別奨励金	期限内申告・納付額の2.5%

(3) 鳥羽市で導入すべき税制を採用する理由

前項の税制の提言にあたって、採用した理由および本委員会等におけるその他の意見に対する考え方を以下の通り整理する。

【基本的な考え方】

宿泊者にとって課税内容が明確で分かりやすく、納得を得られるものであり、かつ、宿泊事業者にとって申告方法等の事務負担が煩雑とならない簡易な方式であるなど、双方にとって分かりやすい制度を採用する必要がある。

あわせて、宿泊税導入の目的が安定的かつ継続的に運営される方式であることが望ましい。

②税額（税率）について

【提言する理由】

鳥羽市内には民宿や小規模旅館が多く、特別徴収義務者の負担とならないことを考慮した。また、食事付きの宿泊施設においては素泊まり料金の算定など事務負担が増すことから、既に導入している入湯税の申告方法に準じた方法で宿泊者数の申告が可能な「一律定額制」を提言する。

また、税額は目標税収をふまえ、宿泊者の著しい負担とならない税額とすることを考慮するとともに先行自治体の事例にて一律定額制や段階的定額制の最低税額として採用例が多い1人1泊につき「一律200円」を提言する。

【本委員会等での主な意見】

- 本委員会では、最初の導入時には一律200円の定額制で実施すべきという意見が大勢であった。また、令和6年6～7月にかけて市内の宿泊事業者を対象に鳥羽市が実施した「新たな観光財源を考えるアンケート」では、定額制の回答が過半数であった。
- 一方で、一律定額制は低価格帯の施設では宿泊客の負担が相対的に高まることから、高価格帯の施設の宿泊客が相応の宿泊税を負担する必要性についての意見もあった。
- このような議論の中で、高付加価値化による宿泊単価の上昇や物価上昇に対応可能であり、市としての税収増にもつながる段階的定額制の導入に対する提案もあった。このほか、一律定額制を採用する場合は、市の税収増を目指すため、税額を300円程度に設定する提案があった。
- 宿泊事業者向けの説明会では、一部の宿泊施設では繁閑差による価格変動がほぼないため、一律定額制または段階的定額制のいずれの方式でも事務負担は変わらない旨の声があり、段階的定額制の採用と併せて免税点の設定を求める意見があった。

③免税点について

【提言する理由】

宿泊施設への宿泊行為を課税客体としたほか、特別徴収義務者の申告納付事務等の負担軽減を目的に、免税点については「設けない」を提言する。

【本委員会等での主な意見】

- 前述の特別徴収義務者の徴収負担を考慮し、免税点の導入を行うべきではないという意見が多数を占めた。

④課税免除について

【提言する理由】

修学旅行生や12歳未満の者についても、行政サービス等を等しく受けていることから、課税免除については「設けない」を提言する。

【本委員会等での主な意見】

- 修学旅行等の学校行事の宿泊行為に対する課税については免除すべきではないかという意見が出

た。

- 離島などにおける災害対応のための事業者の宿泊行為への課税については免除すべきではないかという意見が出た。

⑤特別徴収義務者に対する支援

【提言する理由】

特別徴収義務者の申告や納入に要する事務負担のほか、円滑な運営を目的に「特別奨励金制度の導入」を提言する。

【本委員会等での主な意見】

総務省の基準である2.5%を標準とするが、その妥当性については引き続き検討を継続する

⑤その他

【提言する理由】

課税客体、課税標準、納税義務者、徴収方法、特別徴収義務者、申告期限、罰則規定、見直し期間は先行導入自治体の事例を参考に、それぞれ他都市と同等の制度を提言する。

【本委員会等での主な意見】

- 見直し期間5年について、本委員会での検討期間および周知期間を合わせると、最初の見直しが7年後となるため、7年間の観光振興を見据え、その期間に必要な財源が確保できる税額とする必要がある旨の意見があった。

5. 宿泊税の運用について

(1) 基金化について

鳥羽市においては、2007 年の入湯税徴収開始にあたって、「鳥羽市観光振興基金条例」を制定し、入湯税収のうち 7 割を「鳥羽市観光振興基金」として積み立てている。このうちの 5 割が観光振興に配分され「鳥羽市観光基本計画」に位置付けられた事業に充当されている。これは全国初の取り組みであり、「鳥羽方式」として注目された方式で、観光振興目的では、主に、鳥羽の観光誘客、PR/プロモーション、周遊促進、ブランド向上などに充当されている。

地方財政は「予算単年度主義」が原則である一方で、継続的な取り組みが求められることが多い観光振興においては単年度主義では限界がある。そこで、入湯税同様に、宿泊税についても基金化を提言する。

なお、入湯税を繰り入れる「観光振興基金」と宿泊税を繰り入れる新たな基金の使途は、明確な棲み分けが必要であることから、以下の通り宿泊税と入湯税の使途について、それぞれ以下の通り提言する。

各項目	宿泊税	入湯税
使途の考え方	観光まちづくりの推進	観光振興
棲み分けの理由	受益者負担の観点から、鳥羽市を訪れた観光客の滞在価値向上、受け入れの体制や環境の整備に寄与する取り組みに対して宿泊税を充当する ここで言う「観光まちづくり」とは、地域の魅力づくりをハード面・ソフト面からも行い、外から人を惹きつけ、地域の魅力が高まり経済活動が活発化することを言う。具体的には、提言した 4 つの柱の事業	既存観光振興事業に対して入湯税を導入する ここで言う「観光振興」とは、直接的に観光魅力を観光客に対して発信や利益付与等することを言う。
具体的な取り組みの例	・宿泊者への利便性の向上につながる取り組み ・受入体制・環境の強化につながるインフラ整備 ・地域の資源の保全や活用 ・これらを推進する組織の強化 など	・観光誘客 ・PR／プロモーション ・周遊促進 ・ブランド向上 など

(2) 自律的なガバナンス体制の構築について

宿泊税の使途の決定にあたって、そのプロセスを情報公開し、透明性・客観性を保つ必要がある。

宿泊税は「観光基本計画」に位置付けられた施策に使われる必要があることから、その規定が必要であり、さらに、現在「第二次基本計画」の進捗について評価を行っている「アクションプログラム

管理会議」のような、観光関連団体や有識者や学識経験者で構成されるモニタリング機関を設置することが望ましい。

併せて、見える化を含む使途や成果指標の公表を実施することを提言する。

（３）運用開始後の見直しについて

税制を含め、あるべき宿泊税については環境変化も鑑み、５年をサイクルとした制度設計の見直しを実施する。

（４）宿泊客に対する周知、負担軽減について

鳥羽市を訪れる宿泊客に対して宿泊税の目的や税制度、使途などについて理解を頂くため、丁寧な周知を行うとともに、国外客も含めてできる限り容易な支払い方法を検討する。

6. 今後の検討事項

(1) 将来的な段階的定額制または定率制導入の検討

今回の提言にあたっては、本来、望ましい選択としては定率性であるが、宿泊事業者の負担軽減を考慮し、一律定額制の導入を提言した。将来の見直し時には、宿泊単価の高付加価値化や物価上昇に応じて税収増につながり、また、高価格帯の宿泊客も公平な負担となる段階的定額制や定率制の導入について検討されたい。

(2) ガバナンス体制、使途条例制定などへの提言

宿泊税を活用した観光振興施策は、中長期的な取り組みを必要するため、継続した取り組みが行えるように予め使途を定める必要がある。また、宿泊税の導入にあたっては賦課徴収に関する条例が制定され、その中で使途の公表について規定されるものの、導入後に「観光振興」が拡大解釈され、導入当初の意図と異なる使途、すなわち一般財源化される懸念がある。

そこで、「何に」「どのように」使うべきかを規定した「使途条例」の制定を提言する。

(3) 伊勢志摩地域の連携（税制の統一）

鳥羽市、伊勢市および志摩市の3市は、旅行者にとって一体の地域とみられる伊勢志摩地域を形成していることから、宿泊税の導入や今後の見直しにあたっては、旅行者、宿泊者にとってわかりやすい制度とするため、3市が十分に連携し、足並みを揃えた税制とする必要がある。

(4) 三重県の導入検討に対する考え方

今後、三重県が県として宿泊税を導入するにあたり、旅行者にとって不利益、不明確な制度にならないよう、十分な配慮をした制度設計となるよう三重県に対して求める。

また、宿泊事業者の理解を得たうえで、導入することを要望する。その際には、宿泊事業者の事務負担が極力ないような制度を要望する。

(5) その他の留意すること

- ① 宿泊税導入するにあたっては、特別徴収義務者となる宿泊事業者及び納税者となる宿泊者に理解・納得していただけるよう、使途の透明性の確保を図り、説明し続けること。
- ② 本検討委員会で示された議論については、整理と検討を丁寧に進め、内容を精査した上で宿泊税の使途及び課税要件等を決定すること。
- ③ 導入後も引き続き観光振興の効果について検証を行い、社会情勢や鳥羽市の観光を取り巻く状況などを幅広い関係者の意見を踏まえ、見直し等の必要な措置を講ずること。
- ④ 特別徴収義務者となる宿泊事業者においては、宿泊税の導入により負担増となるため、事務的負担及び経費負担が少しでも軽減されるように検討していくこと。

参考資料

(1) 鳥羽市宿泊税検討委員会 委員名簿

役職	所属	氏名
委員長	國學院大學まちづくり学部	梅川智也
副委員長	鳥羽市	立花充
委員	鳥羽商工会議所	藪本竜太郎
〃	鳥羽市旅館組合連絡協議会	吉田一喜
〃	鳥羽市旅館組合連絡協議会	上村領佑
〃	鳥羽市旅館組合連絡協議会	吉川好信
〃	鳥羽市旅館組合連絡協議会	中村泰久
〃	鳥羽市旅館組合連絡協議会	野村潤
〃	鳥羽市観光協会	寺田貴晃
〃	鳥羽市温泉振興会	世古素大
〃	鳥羽観光施設連合会	山本半

(2) 鳥羽市宿泊税検討委員会 開催概要

時期	内容
令和6年8月26日	第1回宿泊税検討委員会 ・主な検討事項を記入する
令和6年10月7日	第2回宿泊税検討委員会 ・主な検討事項を記入する
令和6年12月23日	第3回宿泊税検討委員会 ・主な検討事項を記入する

(3) 主な検討経過

時期	内容
令和6年6月10日	新たな観光財源を考えるセミナー
令和6年6月10日～7月19日	新たな観光財源(宿泊税導入検討)に関するアンケート調査
令和6年11月19日	新たな観光財源「宿泊税」についての検討状況報告会
令和6年11月22日～12月16日	パブリックコメント
令和6年11月23日～12月8日	旅行者アンケート
令和6年9月～11月	各地域別旅館組合や観光協会での宿泊税検討状況の報告及び説明会

(4) 各種アンケート結果

検討委員会での協議の際に参考資料とした各種アンケート調査やパブリックコメントの実施結果等を掲載予定（掲載形式は要検討）

- ・新たな観光財源（宿泊税導入検討）に関するアンケート調査
- ・パブリックコメント
- ・旅行者アンケート 等